（様式６）

令和　　年　　月　　日

第一次審査確認申請書

野洲市病院事業管理者　前川　聡　　様

（共同企業体名）

（代表企業）

所　 在　 地

商号又は名称

代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　印

令和５年６月１日付けで入札公告のありました「野洲市民病院整備事業」の入札への参加を希望するため、この入札において不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約し、関係書類を添えて第一次審査確認申請書を提出します。

申請に当たり、下記に掲げる第一次審査をすべて満たしていることを誓約します。また、虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議を申し立てません。なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる第一次審査のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

（１）共通事項

応募者の構成員に共通する参加要件は、次に揚げる要件を全て満たす者とする。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しない者であること。
2. 野洲市の指名停止の措置を受けていない者であること。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
4. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
5. 野洲市暴力団排除に関する条例（平成24年野洲市条例第22号）第２条１号から３号までのいずれにも該当しない者であること。
6. 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。
   * + 1. 資本関係

次のいずれかに該当する２者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

* + - * 1. 会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
        2. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
      1. 人的関係

次のいずれかに該当する２者の関係にある場合

* + - * 1. 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続きを続行中の会社又は更生会社である場合を除く。
        2. 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
      1. その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

（注）様式７－１「資本関係及び人的関係に係る状況届」を添付すること。なお、様式７－１は、応募者を構成する法人ごとに作成すること。

1. 本院が野洲市民病院に係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)のその他の関係を有する者でないこと。

(ア)　商号 株式会社プラスPM

所在地 大阪府大阪市北区西天満２丁目８番５号　西天満大治ビル

(イ)　商号 シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング株式会社

所在地 大阪府吹田市桃山台５丁目20番１号

1. 総合評価審査委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)のその他の関係を有する者でないこと。

（２）本事業の設計業務を行う者

次のア及びイの要件は設計業務にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからコの要件（エについては免震構造を提案したものに限る。）は、設計業務にあたる単独企業、代表企業、JV代表企業、設計協力事務所又は設計代表事務所のいずれかが満たすこと。

1. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
2. 第一次審査基準日において、令和５年度野洲市建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けている者であること。登録されていない場合は、「第９　５　野洲市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。ただし、工事を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び（３）工事の参加要件を満たしていること。
3. 第一次審査基準日において、平成20年４月１日以降に設計が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築（増築の場合は増築部分が12,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計の業務を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。）として受注した実績を有していること。
4. 免震構造を提案した企業に関しては、用途・規模に関わらず免震構造の設計の実績を有していること。
5. 管理技術者（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。但し、ウ及びエ（エについては免震構造を提案したものに限る。）の実績に関し、管理技術者または建築意匠担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過している者に限る。
6. 建築意匠担当主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。但し、ウの実績に関し、管理技術者または建築意匠担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過している者に限る。
7. 建築構造担当主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年４月１日以降に設計が完了した延床面積10,000㎡以上の用途を問わない新築、増改築（増築の場合は増築部分が10,000㎡以上のものに限る。）及びエの実績（免震構造を提案したものに限る。）の基本設計及び実施設計の実績に関し、建築構造担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。
8. 電気設備担当主任技術者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年４月１日以降に設計が完了した延床面積10,000㎡以上の用途を問わない新築、増改築（増築の場合は増築部分が10,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計の実績に関し、電気設備担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。
9. 機械設備担当主任技術者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年４月１日以降に設計が完了した延床面積10,000㎡以上の用途を問わない新築、増改築（増築の場合は増築部分が10,000㎡以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計の実績に関し、機械設備担当主任技術者の立場で従事した者とする。また、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。
10. 上記オからケの各担当技術者は、それぞれ１名配置し兼務しないこと。

（３）本事業の工事を実施する者

次のア及びイの要件は工事にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからケの要件（オについては免震構造を提案したものに限る。）は、工事にあたる単独企業、代表企業又はJV代表企業のいずれかが満たすこと。

1. 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
2. 第一次審査基準日において、令和５年度建設工事等入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の登録を受けている者であること。登録を受けていない場合は、「第９　５　野洲市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。
3. 建設業法第27条の23第１項の規定による経営事項審査（その審査基準日が第一次審査基準日から起算して過去１年７か月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,600点以上の者であること。
4. 第一次審査基準日において、平成20年４月１日以降に竣工引渡しが完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築（増築の場合は増築部分が12,000㎡以上のものに限る。）
5. 免震構造を提案した企業に関しては用途・規模に関わらず免震構造の工事実績を有していること。
6. 統括責任者として、一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有する者を配置すること。また、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。
7. 現場代理人として、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者を配置すること。但し、平成20年４月１日以降に竣工引渡しが完了した一般病床を有する病院の新築又は増改築（新築及び増改築について規模は問わない。）に関し、現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事した工事完了の実績を有すること。（尚、上記実績については、現場代理人、監理技術者のいずれかが有していれば良いものとする。）また、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。また、他工事との兼務は不可とする。
8. 監理技術者として、一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得した者を配置すること。但し、平成20年４月１日以降に竣工引渡しが完了した一般病床を有する病院の新築又は増改築（新築及び増改築について規模は問わない。）、及びオの実績（免震構造を提案したものに限る。）に関し、現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事した工事完了の実績を有すること。（尚、上記実績については、現場代理人、監理技術者のいずれかが有していれば良いものとする。）また、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。
9. 兼務については、統括責任者、現場代理人、監理技術者の全てもしくは二つを同一人物が担当することを可とする。

（４）工事監理業務を実施する者

次のア及びイの要件は工事監理業務にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからカの要件（エについては免震構造を提案したものに限る。）は、工事監理業務にあたる単独企業、代表企業、JV代表企業、設計協力事務所又は設計代表事務所のいずれかが満たすこと。

1. 建築士法第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
2. 第一次審査基準日において、令和５年度建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に建設関係建設コンサルタントの「建築一般」の登録を受けている者であること。登録されていない場合は、「第９　５　野洲市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。ただし、工事を行う者が工事監理業務を行う場合は、（３）イの参加要件を満たしていること。
3. 第一次審査基準日において、平成20年４月１日以降に工事監理が完了した一般病床を有する延床面積12,000㎡以上の病院の新築、又は、増改築（増築の場合は増築部分が12,000㎡以上のものに限る。）
4. 免震構造を提案した企業に関しては用途・規模に関わらず免震構造の監理実績を有していること。
5. 工事監理業務を統括する主担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。また、工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、第一次審査書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。
6. 設計企業（設計JV含む）とグループを組成している場合は、設計企業が工事監理業務を行うこと。